

ニセコ町強靱化地域計画

令和元年(2019年)12月25日 策定

令和3年(2021年)12月17日 改定

令和7年(2025年)1月24日 改定

ニセコ町

【目次】

第1章 はじめに.....	2
1 国土強靱化の背景.....	2
2 強靱化の基本的考え方.....	2
3 強靱化地域計画の位置付け.....	3
4 地域防災計画と国土強靱化計画.....	3
第2章 地域強靱化推進の目標及び方針.....	4
1 地域強靱化推進の目標.....	4
2 推進するための方針.....	4
第3章 脆弱性評価.....	5
1 脆弱性評価の考え方.....	5
2 ニセコ町における主な自然災害リスク.....	5～7
3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	7～8
4 評価の実施手順.....	8
5 評価結果.....	8～18
6 評価結果のポイント.....	19～20
第4章 ニセコ町強靱化のための施策プログラム.....	21
1 施策プログラム策定の考え方.....	21
2 施策推進の指針となる目標の設定.....	21
【ニセコ町強靱化のための施策プログラム一覧】.....	21～32
第5章 計画の推進管理.....	33
1 計画の推進期間等.....	33
2 計画の推進方法.....	33

第1章 はじめに

1 国土強靱化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後、想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。また、北海道においては、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成2015年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されました。

本町では、2018年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震による停電（ブラックアウト）の経験や、例年の大雨・台風による自然災害の経験、原子力災害を想定した防災訓練の経験等から、災害に対する脆弱性を見つめなおし、今後、想定される大規模災害から町民の生命や財産を守る必要があります。地域強靱化は、本町の持続的な成長を実現するために必要であり、国や北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題です。

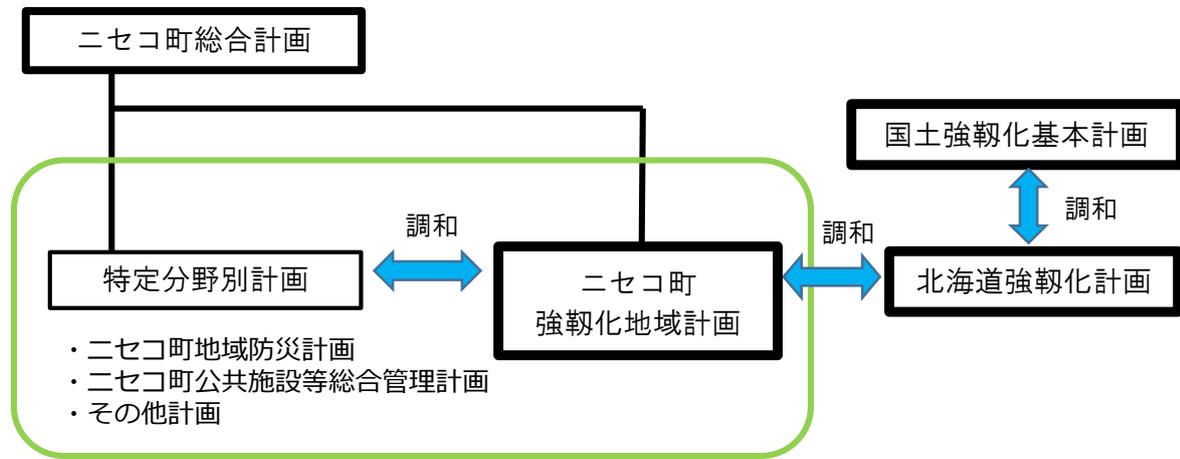
町民や関係機関等との「相互扶助の精神」のもと、国や北海道等の総力を結集し、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「ニセコ町強靱化地域計画」を策定します。

2 強靱化の基本的な考え方

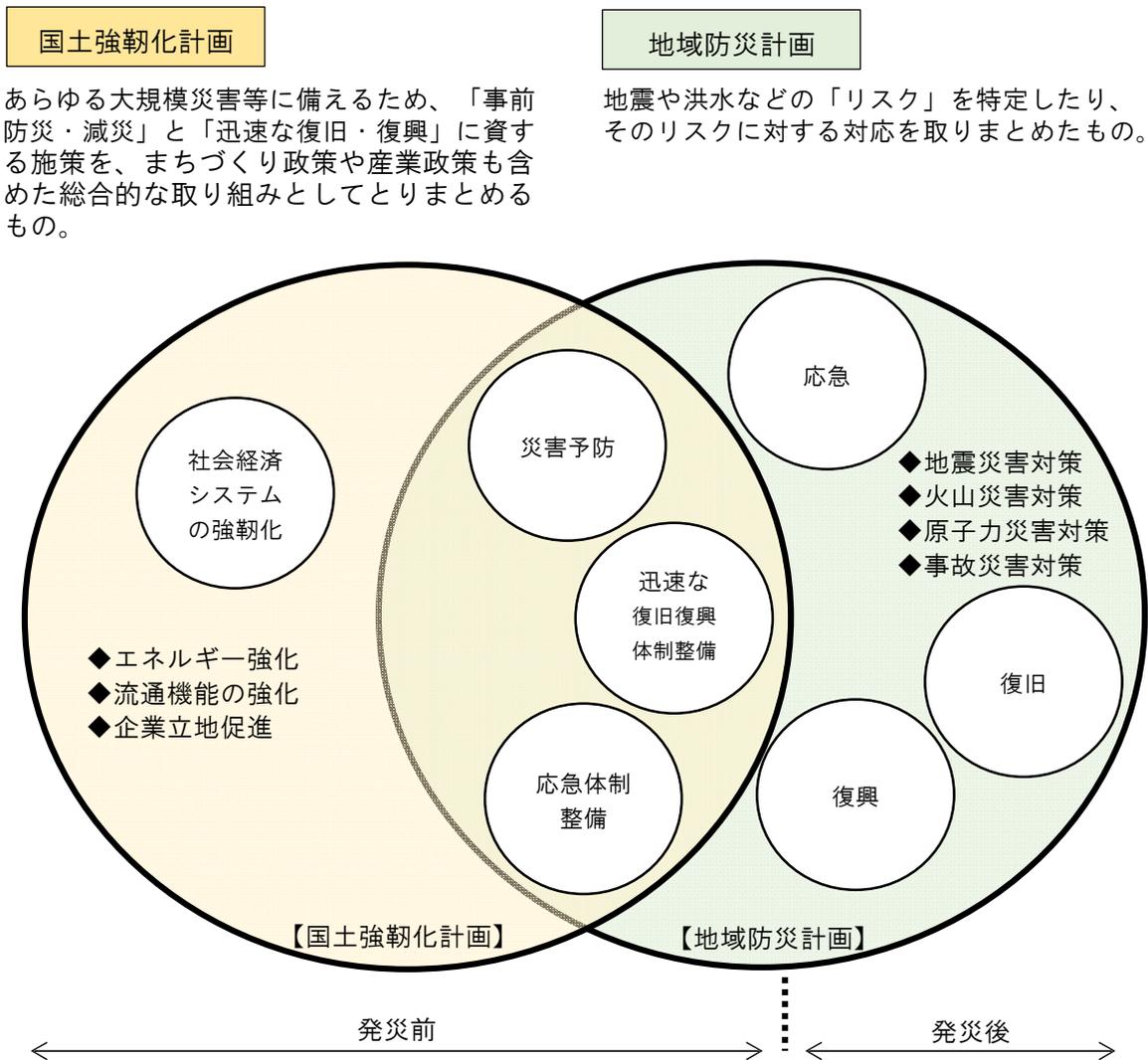
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な部分の計画等の指針となるものと位置付けられています。

このため、「第5次ニセコ町総合計画」や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。

3 強靱化地域計画の位置付け



4 地域防災計画と国土強靱化計画



第2章 地域強靱化推進の目標及び方針

1 地域強靱化推進の目標

本町における地域強靱化を推進する上での目標の「基本目標」、「事前に備えるべき目標」に即し、本町の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定めます。

1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる。
- (2) 大規模災害の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- (3) 大規模災害が発生しても行政機能を確保する。
- (4) 大規模災害発生後であっても情報通信機能を維持する。
- (5) 大規模災害発生後であっても地域経済活動を維持する。
- (6) 大規模災害が発生してもライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 二次災害を発生させない。
- (8) 迅速かつ円滑な復旧・復興活動を行う。

2 推進するための方針

ニセコ町強靱化地域計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた各種取組を推進します。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進します。

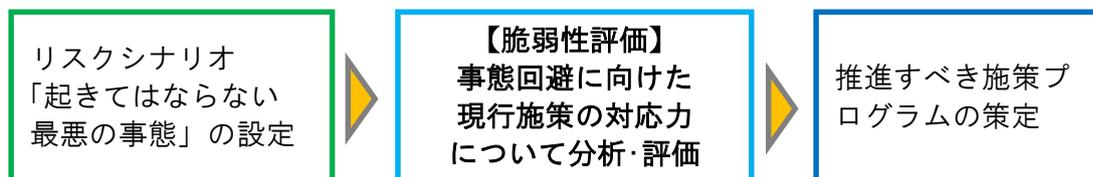
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げるニセコ町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施します。
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価します。

2 ニセコ町における主な自然災害リスク

1 地震

本町では、平成30年北海道胆振東部地震で震度4の揺れを観測し、その直後に発生したブラックアウトにより、観光業、畜産業等に甚大な被害をもたらしました。

被害を及ぼす地震のうち影響の大きい地震として想定されるものは、北海道留萌沖、北海道南西沖及び黒松内低地断層帯を震源とするものとなります。

2 風水害

本町は、これまで数多くの台風や大雨等により、住家、公共施設、文教施設、農業、林業及び道路等に甚大な被害をもたらしました。

近年では、平成16年の台風第18号の被害等で15名が避難しました。また、平成23年の台風第12号では、昆布川の増水で27名が避難しました。

昨今のめまぐるしい気候の変化によって、日本各地で豪雨災害が頻発化、激甚化しており、本町も例外ではありません。

3 雪害・融雪災害

本町は、初冬を告げる初雪が10月下旬頃にみられ、北西の強い季節風の影響を受けて降雪が続き、2月の降雪量は185センチメートル程度に達し、生活環境は極めて厳しい状況となります。

過去30年間において、平成23年のニセコアンヌプリ鉱山の沢の雪崩のほか7件の雪崩が発生し、尊い人命が失われました。

また、暴風雪被害は6件発生し、農業被害、交通障害等の被害が出ています。

さらに、平成27年には、大雨による急激な融雪により道路法面の崩壊等の土木被害も発生しています。

このほか、暴風雪に伴う倒木による電柱の倒壊や送電線の切断等により、長期停電の発生や通行障害による集落の孤立が想定されます。

4 土砂災害

本町には、土砂災害の危険性のある地域（土砂災害危険箇所）が27か所あります。これらの地域は、現在、北海道による基礎調査が実施されており、土砂災害が発生した場合に、人命または身体に危害が生じるおそれのある区域（土砂災害警戒区域）が17か所、著しく危害が生じるおそれのある区域（土砂災害特別警戒区域）が9か所指定されています。

土砂災害が発生するおそれがある場合に、円滑な警戒避難を確保するため、避難施設や避難場所、避難経路を示した、「防災ガイド・マップ」を作成し、配布・啓発する必要があるほか、急傾斜地の崩壊等の防止工事を進める必要があります。

5 原子力災害

原子力防災対策を重点的に実施すべき区域は、泊発電所を中心として概ね半径5キロメートル圏の予防的防護措置準備区域（PAZ）と、概ね半径30キロメートル圏の緊急防護措置準備区域（UPZ）されており、ニセコ町地域防災計画（原子力防災編）において、泊発電所から半径30キロメートル圏に含まれる本町においては、半径30キロメートル圏外も含めた町内全域を「原子力災害対策重点区域」と定めています。

防護措置を実施するにあたり、適切な行動がとれるよう、住民等への原子力防災に関する知識の普及啓発や避難訓練等を充実させていかなければなりません。

6 複合災害

本町は、地震、風水害、雪害・融雪災害、土砂災害等の自然災害及び原子力災害等、多様な災害のリスクを有しており、個々の災害事案に対応した取り組みをはじめ、これら災害が重なって発生する複合災害も想定しなければなりません。

3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、8つのカテゴリーと19「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー 事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な対応	2-1 被災地での食料・飲料水等・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	行政機能の確保	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	情報通信機能の維持	4-1 防災・災害対応に必要な情報通信インフラの麻痺・機能停止
5	地域経済活動の維持	5-1 エネルギー供給の停止
		5-2 食料等の安定供給の停滞
6	ライフラインの確保及び早期復旧	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

		6-3 交通インフラの機能停止
7	二次災害の抑制	7-1 農地・森林等の荒廃等による被害の拡大
8	迅速な復旧・復興等	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2 復旧・復興等を支える人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅れ

4 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、下記のとおりです。

ニセコ町地域強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集める施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（住宅、建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化率は、79%であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中高等学校、社会福祉施設、社会体育施設の不特定多数が集まる施設の耐震化率は100%となっているが、災害時に避難場所や救護用施設として利用していることから維持管理をする必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「ニセコ町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅の計画的な建替えや修繕等による長寿命化を実施する必要がある。

（避難場所の指定・整備）

- 現在、設定している避難場所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制の確保や

住民周知を図る必要がある。

- 災害時の避難場所として活用される公共建築物について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

（その他）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取り組みを推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	約 79%
・小中高等学校の耐震化率	100%
・社会福祉施設の耐震化率	100%
・社会体育施設の耐震化率	100%
・福祉避難所の指定状況	1 施設
・指定緊急避難場所 12 箇所・指定避難所 14 箇所の指定状況（H31）	

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（土砂災害警戒区域等の指定）

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定は、北海道が実施する基礎調査等への協力により、指定を推進するとともに、ニセコ町防災ガイドマップの適時の修正に合わせ広報・ホームページ等で周知する必要がある。

【指標（現状値）】

・土砂災害警戒区域指定数	17 箇所
・土砂災害特別警戒区域指定数	9 箇所
・防災ガイドマップの作成状況	作成済み（H28）

※ 指定数の増加により、今後、改訂が必要。

1-3 突発的かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップ等の作成）

- 近年、増加する台風、豪雨等の状況から、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供、的確な避難勧告発令の判断体制の構築及び地域水防力の強化を推進する必要がある。
- 尻別川、昆布川、他の河川における浸水（洪水・内水）ハザードマップ等の作成や地域住民等の防災意識を向上させる必要である。

（河川改修等の治水対策）

- 道の管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備等の治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 台風、豪雨等の大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 浸水（洪水・内水）ハザードマップ等の作成 未作成(R1)

1-4 暴風雪及び豪雪に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 北海道では、「道路管理に関する検討委員会」を設け、冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行っており、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

（なだれ事故を防止するための体制）

- ニセコ地域では、「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」を設け、スキー場外におけるなだれ事故を未然に防止するための検討を行っており、なだれ情報の迅速な配信やなだれ調査観測に取り組むなど、なだれ事故防止の体制を強化する必要がある。

（なだれに関する調査・観測等のための整備）

- ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会、ニセコ雪崩調査所、国立研究開発法人防災科学研究所及び関係機関と連携協力し、なだれに関する情報収集、分析、情報共有及び迅速な発信に努め、事故防止の強化を図っているが、調査・観測に必要な装備の拡充が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 100%
- ・ 風速計の設置数 6基

2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数 23件（R1）

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 地域防災計画の推進や防災訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、自衛隊、警察、消防など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 北海道胆振東部地震時には、陸上自衛隊北部方面隊から災害派遣部隊が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後も防災訓練などの機会を通じ、自衛隊、警察、消防などの関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 64人（R1）

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療体制の強化）

- 本町内の病院は、民間病院1箇所のみであり、町全域規模の災害が発生した場合には患者収容が絶対的に不足する状況であることから、関係医療機関との協定締結が必要である。
- 近隣町村への重症患者の搬送等の態勢を検討、整備する必要がある。

（支援ルート）

- 医師の多い札幌市等から支援を受ける必要があるとき、国道5号線及び道道岩内洞爺湖線の一部が脆弱でありルートが分断する危険性が高いことから、災害支援の基本ルートとなる国道等の強化要望を継続する必要がある。

【指標（現状値）】

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価結果】

（被災時の医療体制の強化）

- 本町内の病院は、民間病院1箇所のみであり、疫病や感染症が蔓延したときの体制が整っていない状況であることから、関係医療機関との協定締結が必要である。

（防疫）

- 災害時においては速やかな防疫強化による感染症対策が重要であるとともに、平時から予防接種対象者が適切に接種を受けることができる体制づくり及び指定避難所の衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- 予防接種法に基づく予防接種の接種率
 - ・ A類 72.3% (H30) ※子どもの定期予防接種
 - ・ B類 40.0% (H30) ※65歳以上インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチン

3 行政機能の確保

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 町においては、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を地域防災計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。
また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、町における消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や大規模災害時における住民の避難誘導や災害防衛など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる町の庁舎の耐震率は、庁舎建て替えにより耐震化は図られるが大規模災害発生に備え、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

（町における業務継続体制の整備）

- 災害発生時の停電に備え、役場庁舎、町民センター、各地区コミュニティセンター等へ発電機を配置しているが、配置されていない施設への配置を促進するとともに自家発電機の設置に向けた推進を図っていく必要がある。
- 本町は、データセンターを利用したネットワークを構築しているが本町外にあるサーバー設置場所で災害が発生すると業務が停滞する恐れがあるため、災害に対する強靱なネットワーク構築を検討していかなければならない。

（広域応援・受援体制の整備）

- 災害発生に備え、被害の拡大防止、二次災害防止を目的に各行政機関と協定締結又は申し合わせをしており、災害時に有効に機能するように平時から情報共有など連携を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 0% (R1)
- ・ 消防支署の耐震化 耐震化調査未実施

4 情報通信機能の確保

4-1 防災・災害対応に必要な情報通信インフラの麻痺・機能停止

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制の強化が必要である。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、道路監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報等の災害情報について、北海道防災情報システムの運用により道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、迅速で確実な情報伝達を行うためには災害通信訓練等によりシステム運用の習熟を図る必要がある。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある
- 伝達手段として防災ラジオを活用するほか、ホームページやＬアラートの適切な運用等、多様な方法で災害情報を提供する必要がある。
- 災害の発生において観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導等災害から観光客を守る体制整備が必要である。
特に外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する避難行動要支援者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、効果的な運用を図る必要がある。

（防災教育の推進）

- 防災教育の推進に向けて、今後、関係機関と連携する必要がある
- 地域住民への防災教育等においては、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育等を通じ、防災意識の高揚に向けた取り組みが必要であり、また、地域の実情に応じた実践的な防災訓練の実施等、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 避難行動要支援者名簿の策定状況 作成済み (R1)
- ・ 防災訓練の実施回数 2回 (R1)

5 地域経済活動の維持

5-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（避難所等への化石燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両及び避難所等に化石燃料供給を安定確保するため、早期に石油販売業者との協定締結が必要である。
- 石油販売業者との協定締結後は、災害時に有効に機能するよう平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
- 防災拠点となる公共施設においては、石油のみならず、リスク分散の観点から平時利用と災害時利用の両立が可能な設備としてLPGガスによるコージェネレーションの導入を図る必要がある。

（石油燃料以外のエネルギー供給）

- 化石燃料に変わる再生可能エネルギー（地熱、水力、風力、地中熱、温泉熱、太陽光発電）の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・地中熱ヒートポンプ使用施設	6件 (R1)
・温泉熱使用施設	1件 (R1)
・太陽光発電使用施設	1件 (R1)
・氷熱利用貯蔵施設	1件 (R1)
・コージェネレーション使用施設(LPG)	0件 (R1)

5-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。

（農業の体質強化）

- 現在、本町の農業は、担い手の不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある

【指標（現状値）】

・農業就業人口	356名 (R1)
・基幹的農業従事者	346名 (R1)
・雇用労働者	389名 (R1)

6 ライフラインの確保及び早期復旧

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（電力システムの機能強化）

- 電力供給会社は、夏季の台風、冬季の暴風雪等の厳しい自然環境により電力供給ネットワーク（発電所、送電設備）が被害を受ける可能性が高いため、平時から電力設備の整備及び停電発生から復電するまでの迅速な対応についての取り組みが求められる。

（電力システムの機能停止時の対応）

- 北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトの経験から被災による停電時には、分散型電源及び自家発電による電力供給機能を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自家発電施設 0 件 (R1)
- ・ 小中高等学校への発電機配置 0% (R1)
- ・ 地域コミュニティセンターへの発電機配置 100% (R1)

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

【評価結果】

（水道施設の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、基幹管路の耐震化や老朽化対策を進めているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

- 地震発生時における下水道機能の維持のため、下水道施設の耐震化を進めているが、施設の改築・更新など計画的な維持管理が欠かせなく今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率 4.7% (R1)
- ・ 下水道 BCP の策定率 策定済み (H28)
- ・ 下水マンホールポンプ所の停電時稼働率 0% (R1)
- ・ 下水道ストックマネジメント計画策定率 策定済み (H26)

6-3 交通インフラの機能停止

【評価結果】

（交通インフラの整備）

- 災害時における地域住民の移動手段を検討する必要がある。
- 広域的な交通網の向上に向け、未改良区間等の早期整備を進める必要がある。

（道路施設等の防災対策）

- 幹線道、橋梁及び道路付帯設備の定期点検の結果に基づき、要対策箇所について順次、対策工事を計画的に実施する必要がある。
- 橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施して計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、ニセコ町長寿命化修繕計画等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設については計画的な更新を含めた適切な維持管理をする必要がある。
- 災害時の電柱の転倒は、緊急輸送道路等が閉塞され住民避難及び緊急車両の通行の妨げとなるため電柱の転倒対策が必要である。

（鉄道施設の防災対策等）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架等の鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

【指標（現状値）】

・長寿命化修繕計画の策定状況	策定済み（H30）
・道路等の点検率	100%（H26）
・橋梁の点検率	100%（H30）
・橋梁の補修状況	12 橋中、2 橋（H27～R1）
・無電柱化の状況	道道の一部を整備（H24）

7 二次災害の抑制

7-1 農地・森林等の荒廃等による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靱化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・町有林における人工林の面積	190ha（R1）
・農地、農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	8 件（R1）

8 迅速な復旧・復興等

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定（R1）

8-2 復旧・復興等を支える人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町とニセコ町建設業協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、ニセコ町建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

- 町内の建設業就業者の構成比は、6.9%となっており、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 町内建設業就業者の構成比 6.9%（R1）

8-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（地域コミュニティの向上）

- 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の結成により、地域防災力を向上する必要がある。
- 地域のコミュニティ力を向上するにあたり、防災マップの作成、訓練・防災教育を行う等、地域のコミュニティ力を強化するための支援を充実する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織 組織率 0%（R1）

6 評価結果のポイント

1 「人命の保護」に関する事項

- (1) 道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要があります。これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後、老朽化施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行う必要があります。
- (2) 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップ等の作成、避難計画、防災訓練等のソフト面の対策について、国や北海道など関係機関と連携し、対応強化する必要があります。また、複数の災害が同時に発生した際の対応や厳冬期における災害対応についても所要の対策を講じる必要があります。
- (3) 災害時の避難誘導など迅速かつ確かな対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要があります。
- (4) 本町の観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難体制の整備等、きめ細やかな防災対策を講じる必要があります。
- (5) 大規模災害から町民の命を守り、被害を最小限にするためには施設の整備や耐震化等のハード対策と情報・訓練・防災教育、自主防災組織の育成等のソフト対策の組み合わせを着実に行うことが必要です。

2 「救助・救急、医療活動等の迅速な対応」に関する事項

- (1) 被災地への救助・救援活動、物資供給等の災害対応については、関係防災機関の連携体制はもとより、民間企業等とのより一層の協力体制を強化する必要があります。
- (2) 広域かつ大規模災害を想定して、物資の備蓄や避難場所の確保について地域間連携による支援体制の構築を進める必要があります。

3 「行政の機能確保」に関する事項

- (1) 大規模災害においても行政機能の継続が可能となるよう、業務継続体制の強化を促進する必要があります。
- (2) 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、他自治体間の応援や受援体制の整備を図る必要があります。

4 「情報通信機能の維持」に関する事項

大規模災害において関係行政機関と防災情報の共有を図り、被害の軽減や迅速な応急・救助活動を行えるよう関係防災機関との連絡体制を整備する必要があります。

5 「地域経済活動の維持」に関する事項

食料やエネルギーの安定供給については、被災時の応急体制を整備する必要があります。

6 「ライフラインの確保及び早期復旧」に関する事項

- (1) 町民生活を支える基礎的なインフラである電気、上下水道について災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- (2) 災害時の交通インフラの機能維持は、地域住民の避難や救助・救援活動等及び救援物資の輸送を円滑に行うために重要であり、機能維持のための整備が必要です。

7 「二次災害の抑制」に関する事項

二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要があります。

8 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- (1) 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要があります。
- (2) 復旧・復興をはじめ、災害対応に必要な建設土木業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取り組みを推進する必要があります。
- (3) 地域コミュニティ力で災害時の救出や助け合い、復旧・復興時の地域再生のさまざまな取り組みができるよう、地域住民へ支援の充実を図る必要があります。

第4章 ニセコ町強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「ニセコ町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施策を19の「最悪の事態」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した数値によるものとします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる国、道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

【ニセコ町強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ 当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の4区分）を各施策の末尾に[]書きで記載
- ・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に**重点**と記載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多々ありますが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしません。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化) 重点

- 「ニセコ町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。[国、道、町、民間]
- 小中高等学校、社会福祉施設、社会体育施設、町公園など、多くの住民等が利用する公共施設について、耐震化を促進する。[国、道、町、民間]

(建築物等の老朽化対策) 重点

- 公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
[国、道、町]

《指 標》

- ・ 住宅の耐震化率 79% (R1) → 95% (R5)
- ・ 小中高等学校の耐震化率 100% (R1) → 現状を維持する。
- ・ 社会福祉施設の耐震化率 100% (R1) → 現状を維持する。

(避難場所等の指定・整備) 重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。[道、町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の住民周知を図る。[道、町、民間]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や地区コミュニティセンター等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
[国、道、町]

《指 標》

- ・ 福祉避難所の指定状況 1 施設 (H28) → 現状を維持する。
- ・ 指定緊急避難場所の指定状況 12 箇所 (H31) → 必要に応じ整備する。
- ・ 指定避難所の指定状況 14 箇所 (H31) → 必要に応じ整備する。

(緊急輸送道路等の整備) 重点

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を促進する。
[国、道、町]

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(土砂災害警戒区域等の指定) 重点

- 北海道が実施する基礎調査の結果に基づき、適時に住民説明会を行うとともに町ガイドマップを修正し、広報・ホームページでの周知及び防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 土砂災害警戒区域の指定 17箇所 → 基礎調査結果に基づき指定する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域の指定 9箇所 → 基礎調査結果に基づき指定する。
- ・ 急傾斜地及び土石流ガイドマップの作成 作成済み (H28) → 指定数増のため修正する。

1-3 突発的かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) 重点

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、ハザードマップ等を活用した防災訓練等の実施を促進する。[国、道、町]

(河川改修等の治水対策) 重点

- 河川の採掘、築堤、水路の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 洪水・内水ハザードマップの作成 0% (R1) → 100% (R5)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化) 重点

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、町]

(除雪体制の確保) 重点

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆雪場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、町、民間]

(なだれ事故を防止するための体制)重点

- なだれの調査観測やなだれ情報の関係機関の情報共有及び迅速な情報発信の体制を強化し、スキー場外におけるなだれ事故の未然防止を図るとともにニセコルールの啓発活動を推進する。[国、道、町、民間]

(なだれに関する調査・観測等のための整備)重点

- なだれに関する適切な情報収集、分析及び迅速な情報発信のため、調査・観測に必要な装備等の拡充に向け、関係機関が連携した取り組みを推進する
[国、道、町、民間]

《指 標》

- ・ 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率（町道）
100%（R1）→ 現状を維持する。
- ・ 風速計の設置数 6基→ 10基（R5）

2. 救助・救急活動等の迅速な対応

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)重点

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援等、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、町、民間]
- NPO等団体や災害ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と災害ボランティア支援団体等との連携により、NPO等団体や災害ボランティアの受入体制の整備を促進する。[道、町、民間]
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。[道、町、民間]

(非常用物資の備蓄促進)重点

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針を策定し、物資調達等の体制整備に取り組む。[道、町]
- 支援制度の活用などを通じ、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、町]

- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、町民の自発的な備蓄の取り組みを促進する。[道、町、民間]

《指 標》

- ・ 防災関係の協定件数 23 件 (R1) → 必要に応じ締結する。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化) 重点

- ニセコ町防災訓練をはじめ、各種防災訓練を通じ、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。[国、道、町、民間]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取り組みを推進する。[国、道、町]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) 重点

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 消防団員数 64 人 (R1) → 70 人 (R5)

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

(被災時の医療体制の強化)

- 近隣町村等との災害時の救急医療、救急医療搬送体制等の整備について検討する。[道、町、民間]
- 災害時の救急医療等について各医療機関・団体と協定の締結を推進する。[道、町、民間]
- 長寿化計画に基づき、国、北海道と共に主要道路及び町道の整備を推進する。[道、町、民間]

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(被災時の医療体制の強化)

- 災害時の救急医療等について各医療機関・団体と協定の締結を推進する。[道、町、民間]

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所等における汚水対策等、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、町]重点

《指 標》

- ・ 予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風疹ワクチン）接種率
 - A類 72.3% (H30) → 80% (毎年)
 - B類 40% (H30) → 50% (毎年)

3. 行政機能の確保

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅低下

(災害対策本部機能等の強化) 重点

- 災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。[町]
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画を作成し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防の機能強化を促進する。[国、道、町]
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な行政施設の耐震化を促進する。[国、道、町]

(行政の業務継続体制の整備) 重点

- 業務継続計画の策定等を促進し、災害時における業務の継続体制を確保する。[町]
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持ための取り組みを促進する。[道、町]

（広域応援・受援体制の整備）重点

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 0% (R1) → 100% (R3)
 - ・ 消防支署の耐震化 耐震化調査未実施 (R1) → 耐震化調査の実施 (R5)
- ※ S58. 9 に建築され新耐震基準を満たしているか不明

4. 情報通信機能の確保

4-1 防災・災害対応に必要な情報通信インフラの麻痺・機能停止

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報共有化）重点

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。[国、道、町]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。[国、道、町]
- 北海道防災情報システムの運用により北海道と情報共有を図り、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る。[道、町]

（住民等への情報伝達体制の強化）重点

- 災害時における住民の安否情報の確認のため、国が整備する国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を構築する。[国、道、町]
- 住民等への災害情報の伝達手段として、コミュニティFM（防災ラジオ）を活用するほか、ホームページや広報車、Lアラートの適切な運用等、多様な方法で災害情報を提供する。[国、道、町]
- 災害時において外国人を含む観光客の安全を確保するため、迅速かつ正確な災害情報の伝達体制を強化し、観光関連施設におけるハード・ソフト面からの防災対策の取り組みを推進する。[国、道、町]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化や公衆LAN等の整備を促進する。[国、道、町、民間]

- 災害発生時における避難行動要支援者等に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、町民への周知、職員への教育を推進する。[町]

(防災教育の推進) 重点

- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働を促進する。[道、町、民間]

《指 標》

- ・ 避難行動要支援者名簿の策定状況 作成済み(R1)→ 必要に応じ更新する(毎年)
- ・ 防災訓練の実施回数 2回(R1)→ 2回(毎年)

5. 地域経済活動の維持

5-1 エネルギー供給の停止

(避難所等への化石燃料供給の確保) 重点

- 災害時の救助・救急・災害復旧等に必要な車両や施設、避難所等に化石燃料が安定的に供給されるよう石油燃料供給元との協定締結を促進する。

(化石燃料以外のエネルギー供給) 重点

- 災害時にエネルギーを安定的に供給するため再生可能エネルギーの拡大に向け、関連施設を総合的に推進する。
- リスク分散の観点から、石油のみならず、平時及び災害時に活用できるLPGコージェネレーション設備の導入を促進する。[国、道、町、民間]

《指 標》

- ・ 地中熱ヒートポンプ使用施設 6件(R1)→ 現状を維持する。
- ・ 温泉熱使用施設 1件(R1)→ 2件(R5)
- ・ 太陽光発電使用施設 1件(R1)→ 5件(R5)
- ・ 氷熱利用貯蔵施設 1件(R1)→ 現状を維持する。
- ・ コージェネレーション使用施設(LPG) 0件(R1)→ 3件(R5)

5-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) 重点

- 本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、町]

(下水道施設等の防災対策) 重点

- 災害時に備えた下水道施設の機能維持 スtockマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、町]

《指 標》

・ 上水道の基幹管路の耐震適合率	4.7%(R1) → 12.8%(R5)
・ 下水マンホールポンプ所の停電時稼働率	0%(R1) → 20%(R5)

6-3 交通インフラの機能停止

(交通インフラの整備) 重点

- 広域的な交通網の向上に向け、未改良区間等の整備を関係機関に積極的に申請していく。[国、道、町]
- 町内や近隣町村への交通手段として、バス路線の維持・確保に努め、町民の高齢化や交通不便地域等に対応した地域の交通の確保・充実を引き続き推進する。
[国、道、町、民間]

(道路施設等の防災対策) 重点

- 道路点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施し、必要に応じ関係機関に要望するとともに、橋梁の耐震化についても緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、町]
- 災害時における緊急輸送道路等を確保し、住民避難及び緊急車両の通行を容易にするため、無電柱化に関する必要な検討及び取り組みを進める。[国、道、町]

(鉄道の機能維持・強化)

- 国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取り組みを進める。[国、道、町、民間]
- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取り組みを進める。[国、道、町、民間]

《指 標》

・ 長寿命化修繕計画の策定状況	100%(H30) → 点検結果によって、その都度見直す。
・ 道路等の点検率	100%(H26) → 現状を維持する。
・ 橋梁の点検率	100%(H30) → 現状を維持する。
・ 橋梁の補修	12 橋中、2 橋を補修(H27~R1) → 4 橋(R5)
・ 無電柱化の整備	道道の一部を整備(H24) → 主要な道路等の整備を検討する。

7. 二次災害の抑制

7-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) 重点

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、町、民間]
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。[国、道、町、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 町有林における人工林の面積 190ha (R1) → 現面積を維持する。
- ・ 農地、農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 8件 (R1) → 現状を維持する。

8. 迅速な復旧・復興等

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するなど、廃棄物処理体制を整備する。[国、道、町]

《指 標》

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 0% (R1) → 50% (R5)

8-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、行政機関と専門的な技術を有し地域事情にも精通するニセコ町建設業協会の連携体制をさらに強化する。[町、民間]

（建設業の担い手確保）

- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通網の整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者等の担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続策を支援するなど、関係団体等と連携した取り組みを推進する。[国、道、町、民間]

8-3 地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅れ

（地域コミュニティの向上）重要

- 北海道地域防災マスター制度の活用による、地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織づくりのための支援を促進する。
- 地域のコミュニティ力を向上するにあたり、防災マップの作成、訓練・防災教育を行う等の支援の取り組みを進める。[道、町、民間]

《指 標》

- ・ 自主防災組織 組織率 0% (R1) → 100% (R5)

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年とします。

また、本計画は、ニセコ町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

2 計画の推進方法

(1) 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

(2) P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというP D C Aサイクルを構築し、ニセコ町地域強靱化の好循環を図っていきます。

(3) 推進事業について

ニセコ町強靱化地域計画の推進にあたって、町が主体的に実施する事業は、別表「強靱化のための施策プログラム推進事業一覧」のとおりとなります。